

◎新潟県告示第1380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小猿屋黒井停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市左内町 2896 番 4 から	新	6.0～16.2メートル	159.1メートル
同市左内町2842番 1 まで	旧	5.6～15.2メートル	155.5メートル